

1 処分を受けた税理士

氏 名： 山本 剛史

登録番号： 第111205号

2 処分の内容

令和3年6月16日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 故意による不真正税務書類の作成

税理士法人Aの所属税理士であった被処分者は、Aの関与先であるB社及びC社の法人税の確定申告に当たり、代表者の求めに応じ、売上値引きがあったものとして仕訳伝票を遡って訂正し、売上を減額することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実を反する申告書を作成した。

また、これに伴い、B社及びC社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実を反する申告書を作成した。